



令和3年3月より、マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは 

マイナポータル



マイナポータルで事前登録すれば、マイナンバーカードが保険証として利用できます。

マイナポータルを利用するには

マイナポータルでアカウント開設(利用者登録)を行いログインするためには、利用者証明用電子証明書をICチップに搭載したマイナンバーカードが必要です。また、パソコンとマイナンバーカード読取対応のICカードリーダー、もしくはマイナンバーカード読取対応(NFC対応)のスマートフォンが必要です。

使用する前に、パソコン及びスマートフォンに、ログイン用アプリ「マイナポータル AP」のインストールを行ってください。